

訴 状

令和5年11月21日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 徳 永 信 一

同 弁護士 中 山 達 樹

当事者の表示

〒〇〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

原 告 後藤徹こと

〇〇〇〇

〒530-0054 大阪市北区南森町1-3-27 南森町丸井ビル6階

徳永総合法律事務所（送達場所）

電 話 06-6364-2715

F A X 06-6364-2716

原告訴訟代理人弁護士 徳 永 信 一

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-21 永田町法曹ビル701号室

中山国際法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 中 山 達 樹

〒〇〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

被 告 鈴木エイトこと

〇〇〇〇

損害賠償請求事件

訴訟物の価額	11,000,000円
貼用印紙の額	53,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金1100万円及びこれに対する令和5年8月1日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
 - 2 被告は、被告のX（旧ツイッター）に投稿したポスト（請求の原因2記載の本件各発言(5)）を被告のXから削除せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項につき仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、世界平和統一家庭連合（旧名称「世界基督教統一神霊協会」、以下、「家庭連合」という。）の信者であり、脱会屋、反対牧師及び家族・親族の手によって12年5か月間（平成7年9月11日～平成20年2月10日）に亘り、マンションの一室に監禁されて脱会強要を受けたが、最後まで信仰を棄てることがなかったため解放された（甲13の1～14）。

原告は、解放後に、脱会屋、反対牧師及び家族を被告とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、東京地裁平成26年1月28日判決で総額約580万円の損害賠償請求が認められ（甲13の1）、控訴審である東京高裁平成26年11月13日判決では認定事実が拡大され、総額2200万円の損害賠償請求が認容され（甲13の2）、平成27年9月29日に下された最高裁の上告不受理決定をもって確定している（甲14の1～3）。

(2) 被告は、平成21年に創刊されたニュースサイト『やや日刊カルト新聞』（以下「日刊カルト新聞」という。）の副代表、主筆を務めてきた。平成23年より自称ジャーナリストとして活動し、主として家庭連合の諸問題を追及し、政治と宗教、カルト問題、宗教二世などをテーマにして活動を行ってきたという。

2 被告による本件各発言

(1) 日刊カルト新聞記事（平成25年3月13日）

被告は、2013（平成25）年3月13日、日刊カルト新聞に、

“後藤ケース”は、脱会説得に応じず、逆に“氏族メシア”として家族を説き伏せるためにマンションに留まり、居直った末に果てにニート化してただの“引きこもり”となった男性信者が、役柄を“転換”し“拉致監禁に耐え切った英雄”として統一教会内でスターダムにのし上がったというだけの話だ。実際のところ、後藤氏は引っ込みが付かなくなっているのではないか。記憶の改変が起こる土壌は全て整っている。

などと記載し、現在もなおネット上で公開を続けている（甲2）。

(2) 日刊カルト新聞記事（平成27年10月15日）

被告は、2015（平成27）年10月15日、『やや日刊カルト新聞』に原告を撮影した写真を貼り付けた上、

信者内では有名人の後藤徹氏も本紙主筆が声を掛けると手を挙げて応答。

12年間に及ぶ引きこもり生活の末、裁判で2000万円をGETした後藤徹・拉致監禁強制改宗被害者の会会長

本紙主筆の呼び掛けに快く応じる

などと記載し、現在もなおネット上で公開を続けている（甲3）。

(3) テレビ番組での発言（令和4年8月12日）

被告は、令和4年8月12日放送の『情報ライブ ミヤネ屋』にコメンテーターとして出演した際、司会者から原告の上記損害賠償請求裁判に関

するコメントを求められ、

そうですね。裁判の過程でも、統一教会側が信者を大量動員してもう傍聴席を埋め尽くしたってということがありました。そういうなんか異様な熱気に裁判所が流されたって点もありまして、この原告自体も、もうほぼ引きこもり状態の中、いつでも出ていけるような状態、自分より体格が劣るような母親と 2 人きりの時であっても全く出ていかなかったってこともあって、外形的にはほぼ引きこもり状態なのではないかと思われるんですが、そういう訳でちょっとまあ全体的になんか変な感じの流れの裁判だったなと思いますね。

と発言した（甲 1 の 1、2）。

(4) シンポジウムでの発言（令和 5 年 7 月 30 日）

被告は、令和 5 年 7 月 30 日、家庭連合の二世信者らが企画主催したシンポジウムに参加して登壇者らに質問したが、その際、登壇者の 1 人から被告がネット上で公開している前記各発言中の「引きこもり」発言に関し、原告の拉致監禁事件についてどう考えているのかを尋ねられ、

どうでもいいです。ご自由に受け取ってください。はい、以上です。

と回答した（甲 4 の 1、2）。

(5) X（旧ツイッター）投稿（令和 5 年 8 月 1 日）

被告は、令和 5 年 8 月 1 日、自身の X（旧ツイッター）に

統一教会は組織的な正体隠し勧誘から伝道目的を隠したまま一般市民を偽装教化施設に通わせ、思考の枠組みを変容させ信者を"生産"してきた。そんな反社会的団体からの脱会を望む家族と当該信者の話し合いを教団側が「拉致監禁!強制棄教だ!」と被害者面でアピールしているだけ。

及び

そんな反社会的団体による「被害者アピール」は取り上げる価値もなく「どうでもいい」こと。一般市民の信教の自由（信仰しない自由）を侵害してきた教団が家族からの取り組みを「強制棄教」と非難すること自体がおかしなこと。

と投稿し、現在もなおネット上で公開を続けている（甲5）。

3 本件各発言による名誉毀損等の人格権侵害

- (1) 原告が、後述するディプログラマー（ディプログラミング行為の職業的請負人。強制脱会屋ともいう。）の宮村^{たかし}峻らの指示を受けた家族らによって拉致され、施錠されたマンションの一室に12年5か月間にわたって監禁され、その間、説得と称して暴力や恫喝を伴う棄教の強制を受け、果ては食事制裁まで受けた結果、やせ細ってボロ雑巾のようになり、その姿を見た家族らからようやくディプログラミングを断念して解放されたという事実（甲13の1～15、甲15）は、証拠に基づき裁判で認定された事実である。原告は、これから婚約者との家庭生活が始まるという時期、突如として拉致監禁され、31歳から44歳までの12年5か月という通常であれば社会的ないし職業的経験を積みながら地位を築いてゆく上で例えようもなく貴重な時間を一方的に奪われたのであり、その間に味わった絶望、屈辱、焦燥、孤独、苦しみは筆舌に尽くしがたいものがある。
- (2) 原告が被った、長期の監禁中に威嚇や暴力を伴ってなされる棄教と脱会に向けた強制的な説得ないし洗脳による棄教のプロセスは、国際的にはディプログラミング（deprogramming）と呼ばれる。それは、1970年代までにアメリカで確立され、後に日本に輸出された洗脳のノウハウであり、「カルト」のレッテルを貼られた宗教団体の信者を拉致して監禁し、信仰を棄てるまで当該宗教運動に関する否定的な情報や肉体的・精神的暴力を浴びせるというものである。欧米の民主主義諸国は20世紀中にディプログラミングを違法な犯罪としており、国連国際人権規約委員会や国際人権NGOは、ディプログラミングを信仰の自由を侵害し、人間の尊厳を蹂躪するものであるとして厳しく指弾している（甲16ないし19）。この《精神のレイプ》ともいべきディプログラミングを計画し、周到な準備を行い、自ら又は家族等に指示して、その実施を請け負う職業的洗脳屋ないし強制脱会屋をディプロ

グラマー（deprogrammer）と呼ぶ。原告に対するディプログラミングを計画し、12年5か月という長期間にわたるディプログラミングを原告の家族等に指示して実施させてきたディプログラマーが宮村峻である。同人は後述する東京高裁判決において拉致監禁等の不法行為にかかる教唆をしたと認定され、原告に対する損害賠償金2200万円のうち1100万円を連帯して支払うよう命じられている（甲13の2の31頁）。

- (3) 原告は、12年5か月にもわたる監禁から解放され、入院療養生活を続けて回復した後、平成22年1月8日に自ら「全国拉致監禁・強制改宗被害者の会」（以下「被害者の会」という。）を立ち上げ、自身の体験を含め、我が国におけるディプログラミングの非人道的な実態を告発し、海外のコンファレンスに度々登壇するなどして、その根絶を求めてきた（甲20ないし22）。原告が拉致監禁を伴うディプログラミングの被害者として海外のコンファレンスに登壇した回数は、以下のとおり7回に及ぶ。

1	H21.9/22	ACLIC（米国聖職者指導者会議）	シカゴ
2	H22.6/2	国際連合欧州本部	ジュネーブ
3	H22.9/9-11	CESNUR（新宗教研究センター）	トリノ
4	H23.6/21-23	CESNUR	台湾
5	H23.7/7-9	ICSA（国際カルト研究協会）	バルセロナ
6	H24.10/31	国際連合欧州本部	ジュネーブ
7	R4.8/11-13	ILC（国際指導者会議）	ソウル

平成23年、自身に対するディプログラミングを行った宮村峻や牧師・家族等を被告として、原告が東京地裁に対して民事訴訟を提起したのもその活動の一環である（甲13の1）。

- (4) これに対し、被告は、監禁当時の原告を指して「脱会説得に応じず …… 居直った末にニート化し、ただの引きこもりとなった男性信者」などとしている(甲2)。「引きこもり」とは、「自宅や自室に長期間とじこもり、他人や社会と接触しないで生活する状態」という意味であり(甲23)、これを原告に当てはめると「自主的に監禁場所のマンションに閉じこもり、自発的にディプログラミングを受けていた」ということを意味する。それは原告が被害者の会の代表として訴えてきた前記(1)の各被害事実を真っ向から否定するものである。被告は、「実際のところ、後藤氏は引っ込みが付かなくなっているのではないか。記憶の改変が起こる土壌は全て揃っている。」などとして原告の訴えそのものを全くの偽装であると揶揄し、家庭連合により仕組まれたパフォーマンスでしかないという嘲笑的非難を浴びせてきたのである(甲2の3頁)。
- (5) その後、東京地裁平成26年1月28日判決(甲13の1)、東京高裁平成26年11月13日判決(甲13の2)及び最高裁平成27年9月29日決定(甲14)が下され、これらによって上記拉致監禁ないしディプログラミングの各事実は、事実として明確に認定されるに至った(甲15)。
- しかるに被告は、その後も何ら態度を改めることなく、自ら主筆を務め、「カルト集団・宗教……をいじる専門紙」であることを標榜している「やや日刊カルト新聞」(甲24)において、「12年間に及ぶ引きこもり生活の末、裁判で2000万円をGETした」(甲3の6頁)などと述べて拉致監禁の被害事実を否定し、原告を揶揄する記事を掲載し、現在もネット上での公開を続けている。
- (6) さらに、安倍元首相暗殺事件後に犯人が家庭連合に対する恨みを動機としていたとの報道によって俄かに家庭連合に注目が集まる中で放映されたテレビ番組においても、コメンテーターとして登場して原告の拉致監禁事件に言及し、当時の原告が置かれていた状況を「ほぼ引きこもりの状態」だったと述べ、改めて原告に対する拉致監禁等の被害事実を否定し、原告

に対する拉致監禁等の不法行為を認めた前記司法判決の審理を「全体的になんか変な感じの流れの裁判だった」などと、あたかも不当なものであったかのごとく示唆している（甲1の1、甲1の2の4頁）。

- (7) 加えて、本年7月に開催された公開シンポジウムにおいても、自身の「引きこもり」発言をなお不当なものとは考えていない旨の認識を示した。すなわち、同シンポジウムにおいて、一般市民として参加していた被告に対し、原告が受けた被害に関し、今もこれを「引きこもり」などと揶揄する投稿をSNS上に置いたままにしている被告の考えをバネラーの一人から質問されると、「どうでもいいです。ご自由に受け取ってください。」とコメントし、もって指摘を受けた自身の「引きこもり」発言を続ける意思を表した（甲4の1、甲4の2）。

被告が人権擁護の旗を掲げてジャーナリスト的活動を行っていることに照らせば、この「どうでもいい」発言は、原告の拉致監禁の被害が真実ではないとの認識を反映したものと解するほかはない。

- (8) 被告は、その翌々日の令和5年8月1日、自身のX（旧ツイッター）に投稿し、シンポジウムでの「どうでもいいです」との発言について弁明したものの、それは、原告が受けた拉致監禁の被害感情を逆なでし、その精神的な二次被害を拡大するに十分なものであった。

すなわち、被告は、原告が拉致監禁等によって受けた苦しみを

「『拉致監禁!強制棄教だ!』と被害者面でアピールしているだけ」

だと誹謗し、

「そんな反社会的団体による『被害者アピール』は取り上げる価値もなく『どうでもいい』こと」

だと開き直り、もって原告による拉致監禁とディプログラミングの告発に対し、それが家庭連合によって仕組まれた偽装（改変された記憶）に基づくパフォーマンスであるとしたものであり、原告をもって主体的な人格を喪失し、家庭連合に操られて虚偽のパフォーマンスを続ける傀儡であるかのごとく貶めた。

- (9) すなわち、被告は、現在においても、原告が主張している拉致監禁・強制棄教の事実に基づくディプログラミングを「ただの引きこもり」であるとして否定しているのである。それは一般読者の通常の注意と読み方によれば、原告の主張する事実に対する批判的論評であると同時に、「原告の訴えている拉致監禁による被害は『ただの引きこもり』によるものであって嘘の演技である」という【事実の摘示】による甚だしい人格的非難を浴びせるものである。原告が「反社会的団体」によって「思考の枠組みを変容され」「拉致監禁！強制棄教だ！」と「被害者アピール」しているという表現（令和5年8月1日付けX投稿〔甲5の4頁〕）は、まさしくこれを裏付けるものである。
- (10) 本件各発言は、原告が主張し、前記各判決が認めた拉致監禁・強制棄教によるディプログラミングの不法行為を否定するものであり、もって原告に対して「被害者面」した嘘泣きパフォーマンスを演じる卑劣で不誠実な人物であるとの誹謗中傷を浴びせるものである。それが被害者の会の代表としてディプログラミングによる《精神のレイプ》を日本社会から根絶するべく告発と啓蒙の活動を続けている原告の社会的評価と信用を著しく傷つけるものであることは、明らかである（甲7の1～10）。

4 損害

(1) 慰謝料

原告が本件各発言により被った精神的苦痛に対する慰謝料は1000万円を下らない。

(2) 弁護士費用

原告が本件訴訟を弁護士に依頼するため要する費用は100万円が相当である。

5 X（旧ツイッター）投稿の削除

原告は被告に対し、人格権に基づく妨害排除請求権に基づき現在もネット上で公開されている名誉毀損の発言の削除を求める権利を有しているところ、被告による前記各X（旧ツイッター）投稿の削除を求める。

6 結語

よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求に基づき、請求の趣旨第1項記載の支払い（遅延損害利息は民法所定、同起算日は本件発言(5)の日）を求めるとともに、人格権に基づく妨害排除請求権に基づき、請求の趣旨第2項記載のX（旧ツイッター）投稿の削除を求めるものである。

証 拠 方 法

証拠説明書記載の通り。

添 付 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証（写し）	各2通
3	訴訟委任状	2通